

上越市選挙管理委員会告示 第 65 号

令和 7 年 10 月 26 日執行の上越市長選挙及び上越市議会議員補欠選挙における選挙長の事務は、次の場所において取り扱うものと定めた。

令和 7 年 10 月 19 日

上越市選挙管理委員会

委員長 澤 海 雄 一

- 1 選挙長の事務を取り扱う場所
上越市役所 木田第 1 庁舎 4 階 401 会議室
- 2 所在地
上越市木田 1 丁目 1 番 3 号

※ ただし、10 月 19 日（日）午前 9 時 30 分までとし、これ以降は
上越市役所木田第 2 庁舎 4 階 選挙管理委員会事務局室とする。